

尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 子どもを健やかに育成するための環境整備の推進を図るため、子どもに食事、学習、交流の場等を提供するための居場所づくりに関する事業を実施する団体に対し、当該居場所の開設及び運営に要する費用の一部を予算の範囲内において尾道市子ども食堂支援事業補助金(以下「補助金」という。)として交付するものとし、その交付に関しては、尾道市補助金交付規則(昭和38年規則第18号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金を交付する事業(以下「補助対象事業」という。)は、主に貧困を抱えた世帯などに属する子どもを対象として、食事、学習及び交流の場等を提供することにより子ども及び地域の大人が気軽に立ち寄り、並びに子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを行う事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 食事の提供と居場所づくりを行う事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 尾道市内で実施すること。

イ 子どもに無料又は安価な価格で食事(おやつ等の軽食を含む。)を提供すること。

ウ 学習支援や子ども同士の遊び、参加者同士がコミュニケーションを図る子どもの居場所づくり等を行うこと。

エ 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした活動をしないこと。

オ 毎月1回以上又は年12日以上実施し、かつ、1回当たりの開催時間を2時間以上とすること。

カ 開設時においては、常駐できる責任者を配置し、及び責任者とは別に活動の補助等ができるスタッフを配置すること。

キ 18歳未満の子どもの利用が平均して5人以上見込めること。

ク 居場所を必要とする子どもを広く受け入れること。事業の実施について、チラシ、ホームページ等により広く周知を行うこと。

ケ 事業の実施中、帰宅時等において、利用者の安全管理に十分配慮すること。

コ 常に食品衛生に配慮した運営に努めること。

サ 感染症防止対策を講じること。

シ 子どもの居場所づくりの場の開設及び運営に関し、同じ経費に対して、補助金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。

(2) フードパントリー（食料等を無料で配布するものをいう。）を行う事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 尾道市内で実施すること。

イ 主な利用者は貧困を抱えた世帯などに属する子どもであること。

ウ 希望者に食料等（日用品や学用品を含む。）を無料で配布すること。

エ 宗教活動、政治活動並びに営利を目的とした活動をしないこと。

オ 毎月1回以上又は年12日以上実施すること。

カ 食料等の配布を受ける人数が、1回当たりおおむね10人以上であること。

キ 開設時においては、常駐できる責任者を配置し、及び責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを配置すること。

ク 事業の実施について、チラシ、ホームページ等により広く周知を行うこと。

ケ 事業の実施に関し、同じ経費に対して、補助金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付を申請することができる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。

(2) 事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告をすることができる団体であること。

(3) 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。

(5) 継続的かつ安定的に補助対象事業を行うことができること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度の補助対象事業を開始した日から3月31日までの間に支出する経費であって、子どもの居場所づくりの実施に要するもののうち別表に掲げるものとする。

ただし、補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費については、補助対象外とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、前条の経費の3分の2以下の額とする。

- (1) 事業の開始に要する経費 10万円
- (2) 第2条第1号の事業の運営に要する経費 10万円
- (3) 第2条第2号の事業の運営に要する経費 10万円
- (4) 学習支援に要する経費 5万円

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 同一の団体が補助金を申請することができる回数は、第2条第1号又は第2号に掲げるそれぞれの補助対象事業ごとに、当該補助対象事業に係る補助金の交付を初めて受けた年度から起算して6年度を限度とする。ただし、災害、感染症等のやむを得ない事由により補助対象事業を実施することができなかつた年度がある場合には、当該年度分を7年度目以降に申請することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの
- (5) 他の補助金又は交付金を申請している場合は、その申請内容の分かるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、申請に係る書類の審査等を行い、補助金交

付の可否を決定し、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）又は尾道市子ども食堂支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

（事業の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）が事業内容を変更する場合は、尾道市子ども食堂支援事業変更承認申請書（別記様式第7号）により申請しなければならない。ただし、軽微な変更は除く。

2 前項ただし書の軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的達成のために行う、総事業費の増減を伴わない経費配分の変更
- (2) 事業の目的達成のために行う、既に確定している補助金の交付額の増減を伴わない総事業費の変更
- (3) 事業の目的達成のため、又は事業の目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更

3 補助団体は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、尾道市子ども食堂支援事業中止・廃止承認申請書（別記様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を承認したときは尾道市子ども食堂支援事業変更承認通知書（別記様式第9号）により、承認しないときは尾道市子ども食堂支援事業変更不承認通知書（別記様式第10号）により、当該補助団体に対して通知するものとする。

5 市長は、第3項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、尾道市子ども食堂支援事業中止・廃止承認通知書（別記様式第11号）により、当該補助団体に対して通知するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 市長は、交付申請書及び第7条各号に規定する書類の内容に鑑み、補助金を概算払で交付することが補助金の交付の目的を達成するために特に必要であると認めるときは、交付決定額の4分の3を上限として概算払により補助金を交付することができる。

2 補助団体は、前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、尾道市子ども食堂支援事業補助金概算払請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により既に補助金を交付した補助団体に対し、前条第5項の中止又は廃止を承認したときは、交付した補助金を当該補助団体から返還させることができる。

(実績報告)

第11条 補助団体は、事業完了後30日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、尾道市子ども食堂支援事業完了報告書（別記様式第13号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 実施状況報告書（別記様式第14号）
- (2) 収支決算書（別記様式第15号）
- (3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる資料
- (5) その他市長が必要と認める資料

2 補助団体は、尾道市が開催する子どもの居場所づくり事業の会議において、事業報告及び意見交換を行うなど、子どもの居場所づくり事業の普及のため、必要な協力を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告により、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第16号）により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 補助団体は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付請求書（別記様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 第10条第1項の規定により補助金の概算払を受けた補助団体は、前条の規定による通知を受けたときは速やかに補助金の精算をし、精算の結果、金額に剰余が生じたときは、市長が指定する期限までにこれを戻入しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、及び交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

(2) 交付の目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(関係書類の整備)

第15条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第12号、別記様式第13号及び別記様式第17号の改正規定は、令和3年12月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	費目	主な内容
開設費	修繕費又は 工事請負費	建物の修繕又は改修に係る費用（事業実施に最低限必要な改修に限る。） ※建物の躯体の変更を伴うなど、大規模な増改築は対象外とする。
	備品購入費	事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 (1) 事業に必要と認められる書籍類及び遊具類 (2) 食器類、机、いす、棚、カーペット等の什器類 (3) 調理に要する鍋、フライパン等の器具及び冷蔵庫、電子レンジ、ポット等の家電類
運営費	食材費	食料品、食材の購入費（フードパントリーで配布するものを含む。）
	消耗品費	食器、衛生品、日用品等の購入費（フードパントリーで配布するものを含む。）
	謝礼金	イベント、体験活動などを行うスタッフへの謝礼金（1人1回1,000円を上限とする。）
	交通費	食材、衛生品、日用品等の運搬費、無償のボランティアが公共交通機関を利用する場合における当該交通機関の運賃
	使用料・賃借料	実施施設の使用料又は賃借料
	光熱水費	実施施設の光熱水費
	保険料	利用者や運営スタッフの傷害・賠償責任等の保険料
	印刷費	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費
	通信費	食材、日用品などの配送料、運営に関する連絡に要する送料
	修繕費	備品及び実施施設の修繕費
	手数料	食品衛生責任者養成講習会の受講料及び振込手数料
学習支援費	消耗品費	参考書、問題集、絵本、文房具などの購入費
	交通費	学用品の運搬費
	通信費	学用品の配送料
	印刷費	学習支援に要する印刷代

	謝礼金	学習支援を行う学生、有償ボランティア、講師等への謝礼金 (1人1回1,000円を上限とする。)
--	-----	--

備考 開設費については、新たに補助対象事業を開始（同一の事業を実施する場所を追加して行う場合を含む。）する年度のみ対象とする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

尾道市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

尾道市子ども食堂支援事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり尾道市子ども食堂支援事業を実施しますので、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 補助金交付申請額

開設費 円（事業開始年度のみ）

運営費 円

学習支援費 円

2 添付書類

- (1) 実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの
- (5) 市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

実 施 計 画 書

1 運営団体

ふりがな 団体名		ふりがな 代表者氏名	
団体住所			
団体連絡先			
メールアドレス			
ふりがな 事務担当者氏名		連絡先	

2 事業概要

事業の名称	
事業の目的	
開設場所	
事業開始（予定）日	
取組の概要	
開設準備の内容 （開設費を申請の 場合にのみ記入）	

3 取組内容

利用人数／回	
利用者負担額	
開催日・時間	
運営スタッフ人数	
食品衛生管理の取組	※保健所と協議し、その内容についても記載してください。
食品衛生上責任者	
食材の確保	
ボランティアの確保	
参加者の安全管理 体制の取組	
情報発信方法	
事業の継続に関する 考え方	

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

開設費 ・ 運営費 ・ 学習支援費

（該当する費用に○をしてください。）

【実施予定期間】 年 月 日 ～ 年 月 日

【収入の部】 (単位：円)

項目	予算額	内訳
合計		

【支出の部】 (単位：円)

項目	予算額	内訳
合計		

※内訳欄には、収入又は支出内容の明細を記入すること。

年 月 日

尾道市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

誓約書

私は、 年度子ども食堂支援事業補助金の交付を受けるに当たり、次の事項を遵守することをここに誓約します。

- 1 宗教活動又は政治活動並びに営利を目的としないこと。
- 2 利用者及び運営スタッフの安全確保に十分に注意を払うこと。
- 3 利用者のプライバシー保護及び個人情報の取扱いに注意し、事業以外の目的のための利用や本人の承諾なく第三者への提供を行わないこと。
- 4 補助事業において生じたいかなる事故、事件等について、尾道市に対し一切の責任を問わないこと。

尾福子第 号
年 月 日

様

尾道市長 印

尾道市子ども食堂支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました尾道市子ども食堂支援事業補助金について、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

1 事業名称

2 交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、事業完了報告書を提出すること。
- (4) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあること。

様式第6号（第8条関係）

尾福子第 号
年 月 日

様

尾道市長 印

尾道市子ども食堂支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました尾道市子ども食堂支援事業補助金については、補助の対象となりませんでしたので、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 事業名称
- 2 不交付の理由

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

尾道市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

尾道市子ども食堂支援事業変更承認申請書

年 月 日付け尾福子第 号により交付決定を受けた補助事業について、事業内容の変更をしたいので、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 補助事業の内容

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

【添付書類】 変更内容を明らかにするもの

年 月 日

尾道市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

尾道市子ども食堂支援事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け尾福子第 号により交付決定を受けた補助事業について、事業内容の中止・廃止をしたいので、尾道市子どもの食堂支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により申請します。

1 補助事業の内容

2 申請内容（該当に☑してください。）

中止

廃止

3 中止又は廃止の理由

4 中止又は廃止年月日

年 月 日

尾福子第 号
年 月 日

様

尾道市長 印

尾道市子ども食堂支援事業変更承認通知書

年 月 日付けで交付決定した尾道市子ども食堂支援事業補助金に係る事業について、年 月 日付けで申請のありました尾道市子ども食堂支援事業の変更については、次のとおり承認しましたので、通知します。

1 事業名称

2 変更事業内容

3 変更補助金交付予定額 円

4 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、事業完了報告書を提出すること。
- (4) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあること。

様式第10号（第9条関係）

尾福子第 号
年 月 日

様

尾道市長 印

尾道市子ども食堂支援事業変更不承認通知書

年 月 日付けで交付決定した尾道市子ども食堂支援事業補助金に係る事業について、年 月 日付けで申請のありました尾道市子ども食堂支援事業の変更については、次のとおり不承認としましたので、通知します。

1 事業名称

2 不承認の理由

様式第11号（第9条関係）

尾福子第 号
年 月 日

様

尾道市長 印

尾道市子ども食堂支援事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで交付決定した尾道市子ども食堂支援事業補助金に係る事業について、年 月 日付けで申請のありました尾道市子ども食堂支援事業中止・廃止承認申請書に基づき、次のとおり交付の中止・廃止を承認しましたので、通知します。

1 事業名称

尾道市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

印

尾道市子ども食堂支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け尾福子第 号により交付決定を受けた補助事業について、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 円

3 概算払請求金額 円

※交付決定額の4分の3を上限とします（1,000円未満切捨て）。

4 請求理由

5 振込口座

金融機関	銀行	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

※ 本人(団体の場合は団体)名義の口座を記入してください。

※ 押印を省略する場合は、次の事項を記載してください。

◎団体の場合

(本件責任者氏名)

(電話番号)

(担当者氏名)

(電話番号)

◎個人の場合

(電話番号)

様式第13号(第11条関係)

年 月 日

尾道市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

尾道市子ども食堂支援事業完了報告書

年 月 日付け尾福子第 号で交付決定を受けた補助事業について、尾道市子ども食堂支援事業援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、完了したことを報告します。

【添付書類】

- 1 実施状況報告書 (別記様式第14号)
- 2 収支決算書 (別記様式第15号)
- 3 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
※日付、宛名、品物名などの記載があるもの
- 4 事業の実施状況が分かる資料
※記録写真、作成したチラシ・パンフレット、事業が記載された記事等

実施状況報告書

1 実施概要

事業の名称	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
開設場所 (施設名及び住所)	
取組の概要 ※「食」と「居場所づくり」の両方について	
開設準備の内容 (開設費を申請の場合にのみ記入)	
食品衛生管理の取組	
参加者の安全管理体制の取組	
情報発信方法	

様式第15号（第11条関係）

収支決算書

開設費 ・ 運営費 ・ 学習支援費

（該当する費用に○をしてください。）

【実施期間】 年 月 日 ～ 年 月 日

【収入の部】 （単位：円）

項目	予算額	決算額	備考
合計			

【支出の部】 （単位：円）

項目	予算額	決算額	備考
合計			

※内訳欄には、収入又は支出内容の明細を記入すること。

様式第16号（第12条関係）

尾福子第 号
年 月 日

様

尾道市長 印

尾道市子ども食堂支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった尾道市子ども食堂支援事業について、次のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

- 1 事業名称

- 2 交付確定額 円

- 3 概算払済金額 円

- 4 追加交付額 円

- 5 返 還 金 円

尾道市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

尾道市子ども食堂支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け尾福字第 号により交付額確定通知があった補助金について、尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 概算払済額 円
- 4 請求額 円
- 5 振込口座

金融機関	銀行	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

※ なお、振込みと同時に補助金を受領したものと認めます。

※ 押印を省略する場合は、次の事項を記載してください。

◎団体の場合

（本件責任者氏名） (電話番号)

（担当者氏名） (電話番号)

◎個人の場合

(電話番号)